

IMF東京総会と国際流動性問題

目 次

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. は し が き | (3) 将来の新準備資産創出問題 |
| 2. 今次総会までの論議の発展 | 4. 低開発国問題 |
| 3. 総会における論議の内容 | (1) 低開発国と国際流動性問題 |
| (1) 現行制度の評価と金融節度 | (2) I B R Dグループの機能拡大 |
| (2) I M Fクォータ増額に対する態度 | 5. 評価と問題点 |

1. は し が き

さる9月7日から5日間にわたってIMF(国際通貨基金)、IBRD(国際復興開発銀行)およびその附属機関であるIFC(国際金融公社)とIDA(国際開発協会)の合同総会が東京において開催された。わが国としては前例のない大規模な国際会議を諸事滞りなく終了し参加諸国の好評を得たことは誠に喜ばしいことであったが、さらに、これを機会に世界各国の通貨当局首脳がわが国経済の発展ぶりを親しく見聞し、わが国に対する認識を深めて帰ったという意味においてもきわめて意義深いことであったと思われる。

東京総会における主要問題は昨年に引き続き、国際流動性問題といゆる南北問題すなわち低開発国援助問題との二つであった。ここでは前者を中心に総会の論議のあとをたどってみることにし、最後にIBRD関係の討議にあらわれた低開発国の諸問題に簡単にふれることとしよう。

2. 今次総会までの論議の発展

ここ数年来国際流動性問題に関して活発な論議が行なわれてきたが、昨年のIMF大会に際して一般借入取決め参加10か国が「国際通貨制度の機能の展望および将来の流動性需要の全面的検討」を行なうという声明を発表して以来、問題が各国通貨当局者による公式の検討に移されたことは周知のとおりである。さる8月11日に発表された10か国共同声明および付録がその検討の成果であ

る。この間IMFも10か国グループとの密接な連絡のもとに研究を進め、その成果を本年の年報で公にした(10か国共同声明およびその付録については前月号「資料」参照、IMF年報の国際流動性に関する部分の全訳を本月報巻末に「資料」として掲載)。

これら両報告は今次総会における論議の基礎となったものであるが、国際流動性論議の発展上注目されることは、この間の検討を通じかなり議論が整理され、なお対立点が残されているにしても少なくとも問題の所在が明らかにされたことである。

まず両報告を通じ一般的に関係者の認識が一致をみたと思われる諸点をあげて置こう。

第1に国際流動性とくにその政策的な意味がかなり明確化したということであろう。すなわちIMF年報の定義に従えば、国際流動性とは、国際収支の一時的不均衡をファイナンスするために各国通貨当局が利用できるすべての資金源を含むものである。したがってそれは金および外貨からなるいわゆる保有準備(owned reserve)だけでなく、これを補う各種の国際信用を含むことになる。このような国際信用のなかには、無条件に利用可能なもの(無条件流動性)から、金融節度の遵守すなわち国際収支赤字是正の努力を条件として初めて利用しうるもの(条件付流動性)にいたるまで、その利用の難易の順にあたかも「スペクトル」のようにならんでいる各種の信用が存在している。この区別は政策的な意味で重要な意味をも

っている。

第2に、国際流動性のあり方はあくまで国際収支調整過程との関係において問題とされるということである。すなわち流動性が十分でなければ赤字国は国際収支を是正するのに秩序ある調整策をとる時間的余裕がなく、内外経済を攪乱するような無理な政策をとらざるを得なくなる。逆に流動性が過剰である場合には、均衡回復措置をとるのが遅れ結局は内外経済に悪影響を及ぼすことになる。したがって国際流動性の供給は適切な調整過程を促進し助長するような形で、またその程度において行なわれなければならないということである。

最後に、世界経済の発展に伴い今後流動性需要が増大するという点においても、関係者の考え方はほぼ一致したとみられる。問題はそのような流動性需要をいかにして満たしていくかであるが、この場合金・外貨の増加に多くを期待しえないとみる点においても、関係者の理解はまったく一致している。したがってそのギャップを埋めるためには今後なんらか他の流動性手段に依存せざるを得ないが、それをいかなる形で行なうかが大きな問題となっている。

このような認識の上に乗って、もっとも一貫した主張を打ち出したのはIMF年報である。すなわち、まず今後の流動性需要は増大するであろうが、IMF信用を中心とした国際信用の活用によって十分これを満たしていけるとというのが、その立場である。IMFクォータが十分拡大されればIMFの信用供与能力は弾力的に拡大され、しかもその場合IMF信用の大部分はクレジット・トランシュ^(註)という形での条件付流動性である。つまりIMF信用は利用国が適切な調整策をとることを条件として与えられるものであり、IMFはコンサルテーションその他を通じ債務国の健全政策を指導する上に多年の経験を積んできた。したがってIMFのような多角的機構を活用するのが、今後の流動性問題解決の最善の途だというのがIMF年報の主張のポイントである。

(注) クレジット・トランシュについては本月報68頁参照。

なおIMF年報は、将来こうしたIMF信用とは違った無条件に使用できる流動性、しかも既存の金・外貨と違った準備を必要とする時期がくるかもしれないことを認めるが、その場合にも後述のようにIMF機能を拡充強化することによってその需要に応じていけると示唆している。要するに今後の国際通貨機構の改善強化は、IMFを中心とした既存の機構、すなわち「多角的、制度的アプローチ」で解決すべきだという主張である。

一方10か国報告の方は、IMF年報と基本認識を共にしつつも、前者に比べればやや論旨の明快を欠いたことは否めない。たとえば今後の流動性需要の増大を認めながらも国際信用の拡大に対してかなり警戒的な態度をとり、IMFクォータの拡大は「適度(moderate)な」範囲にとどめ、IMF外の双務信用取決めなどに対しては「多角的サーベイランス(multilateral surveillance)」を通じてその乱用をきびしく規制しようとしている。また将来の新準備資産についても、その目的が「流動性の積極的な増強」にあるのかあるいは「現行体制の改善」に重点があるのか必ずしも明らかでなく、また具体策に至っては、これをIMFを通じて実現するという考え方と、少数国グループ内で実現するという考え方とが対立していた。これは10か国グループ報告が関係国の妥協の所産という性格を多分に含むものであった以上やむを得ないことであったが、こうした潜在的な意見の対立をはっきり表面化したのが東京総会での論議であったといえる。

3. 総会における論議の内容

(1) 現行制度の評価と金融節度

東京総会における国際流動性問題に関する意見の対立は、IMF当局および原則的にこれを支持する米英両国とフランスを先頭とする欧州大陸諸国との間にはっきりあらわれたが、それは現在の国際通貨制度に関するかなり本質的な認識の相違

を反映するものであった。

まずフランスは、特定国の通貨が準備通貨として用いられる現行金為替本位制度においては、世界の流動性総量が準備通貨国の恣意に左右され、また準備通貨国に対する金融節度の作用が遅れるため準備通貨国の放漫な赤字を許容することとなり、その結果世界経済にインフレ圧力を生ずるおそれがあり、現にみられる主要国のインフレ傾向はまさにこのような現行国際通貨制度の欠陥に基づくものであると主張した。つまり現行体制および米国の金融節度不足を真向から批判したものと見える。

インフレ抑制の必要を強調するという点では欧州大陸各国もフランスと同一歩調をとった。たとえば西ドイツのプレッシング・ブンデスバンク総裁は、黒字国が輸入されたインフレに悩む羽目に陥らぬよう赤字国は「いかなる苦難を忍んでも」調整策をとるべきであるとかかなり強硬に赤字国の責任を強調した。なお同総裁は米国のような大国が金融節度を守ることがとくに必要であると強調したが、同時に最近における米国の国際収支改善策の成功を高く評価しその努力を賞賛しているので、フランスのような露骨な米国批判という感じはなく、また改善が必要なのは制度よりもむしろ各国の国内調整策であると強調しているところからみても、現行国際通貨体制そのものに批判の矢を向けたフランスの主張とはかなり違った印象をあたえている。

かかる批判に対して米英両国が反発するのは当然である。まず米国のジロン財務長官は昨年来の国際収支の改善傾向に言及し、非常手段によらず漸進的改善をはかってきたのは、「友好諸国に損害を与えない」という配慮によるものであることを強調した。つまり米国が金融節度をかくものではないことを主張したのである。さらに同長官は、世界経済の拡大均衡を達成するためには、赤字国の金融節度と同時に黒字国側の責任が要求されなければならないと強調する。すなわち慢性黒字国は、輸入および資本輸出の増加によって黒字

の縮小をはかるほか、低開発国援助の強化、大きなIMF割当額の負担、さらには赤字工業国に対する長期貸付の検討など協力的態度をとることが必要だというのである。さらにフランスが批判する現行通貨制度についても、米英両国はいずれもIMF年報の主張を支持しつつあくまで現行制度を補強、改善するという漸進主義を主張したことは当然であろう。

以上のような見解の相違は、10か国共同声明において意見の一致が認められた国際金融協力と多角的サーベイランスに関する理解の仕方にもはっきり現われている。

フランスは、多角的サーベイランスが「国際通貨制度の秩序回復のため不可欠の措置」であり、これは短期国際信用が長期的な赤字のファイナンスに乱用されることを防止するための措置であると主張した。もちろんフランスとしても米国の国際収支の改善傾向に伴って問題が少なくなっていることは認めるが、将来大幅赤字が再現する可能性がなくなったとはいえないと米国の国際収支管理能力に対する率直な不信感を表明している。他の欧州大陸諸国の見解も方向としてはフランスとほぼ同様であって、たとえばオランダのホルトロップ総裁は、かかる「規制手段」を確立することが将来新しい流動性創出技術を検討するにあたって不可欠の準備段階であるとしている。このような大陸諸国の見地からすれば、多角的サーベイランスは当然かなり強い規範力をもつものでなければならないことになろう。

もちろん米英グループも国際信用の乱用を避けべきことは認めるが、それが適切に用いられる限り「適当かつ必要」な方策であると強調し、多角的サーベイランスについても、「かねて米国がとってきた公開主義の組織化」にすぎない(米国)ものであり、またグループまたはそのメンバーに「拒否権」を与えるものではない(英国)と、これを単なる情報交換と協議を意味するものと解するという態度を明らかにしている。

この間注目されるのはIMF専務理事が、多角

的サーベイランスは元来IMFの「活動体制の本質」であるからこれに全面的に賛成すると発言したことであるが、これはIMF自体がサーベイランスの主体となりうるというIMF年報の主張を繰り返し強調したものである。

(2) IMFクォータ増額に対する態度

IMFクォータの増額については、10か国共同声明の妥協の線にそって増額の決議が採択された。一般的増額の幅についてはなお理事会の今後の検討をまたなければならぬわけであるが、一般には25%程度と理解されている。

このように最終的には増額を議決したものの、論議の過程における各国の見解には大きな差がうかがわれた。すなわち英国およびカナダが大幅増額を主張したのに対して、欧州大陸諸国は一般に消極的で、とくに10か国共同声明は「妥協の結果」にすぎないと明言しているフランスのジスカル・デスタン蔵相は、「クォータ増額は明白かつ緊要な必要に基づくものとは思われない」と言い切っている。

選択的増額についても、米国が黒字国も均衡回復の責任を分担すべきであるとの見地からEEC諸国が選択的増額という形で大きなクォータを負担すべきであると強調したのに対し、フランスは限定的態度で臨むべきであると主張している。この間わが国は、わが国も選択的増額の対象となるべきであるとの立場に立ち、「加盟国の最近の経済実勢が正当に反映」されるべきであると発言した。

クォータの拡大と関連して金払込みをどうすべきかということが問題となる。これはIMF協定上クォータの25%を金で払込むこととなっているため各国の金払込みに伴って準備通貨国すなわち米国の金保有高に及ぶ影響が懸念されるが、これにいかに対処するかという問題である。

IMF年報はその方法として、①準備の少ない国の金払込み額の減額、②IMFが金で加盟国通貨を買い入れること、③金払込みに伴う特別引出し、という現行協定上可能な具体的方法を列挙し

たほか、必要とあれば協定の改正を考慮することが望ましいかもしれないと示唆している。米国がこれに全面的賛意を表したのは当然であるが、これに対しフランスをはじめとする欧州大陸諸国は現行金払込み比率の堅持を強く主張、影響緩和の手段についても、フランスなどはせいぜい増資の分割払込み程度のことを認めるというかなりきびしい態度であった。本件についてはこれ以上突込んだ論議の発展はみられず、今後理事会が「建設的な提案」を提出することを期待することとなった。

クォータ増額と不可分の問題として論議さるべき一般借入取決めについては、英国がこれを支持する見解を表明したほかとくに発言がなかったが、シュバイツァーIMF専務理事は「これに持続性と適格性を与えることを目的として」10か国グループと協力して研究すると表明している。一般借入取決めはIMFの引出しにあたって使用される通貨が不足するときこれを弾力的に供給する手段であるから、IMF年報が「割当額が増額されれば、一般借入取決めに依存しなければならぬ度合いが減少する」と述べているように、IMF割当額が大幅に増額されればその重要性が減るはずであるが、今回のクォータ拡大幅が十分とはいえない状況の下では、今後一般借入取決めのいっそう円滑な活用が問題になっていくものと思われる。しかも問題が借入条件の緩和というようなこととするならば、米英両国と欧州大陸諸国との立場が対立する可能性を含んでいるとみられる。

(3) 将来の新準備資産創出問題

将来に残された研究課題としては新準備資産創出の問題がある。しかし、IMFを充実・強化すれば基本的にはIMF信用の供与によって将来の流動性需要もまかなっていけるという立場をとるIMFおよび米国などにとっては、これは当面さし迫った問題ではなく十分時間をかけて研究し将来の必要に備えておくという程度の問題ということになる。一方、現行通貨制度を根本的に改革

するための手段として新しい準備資産の創出を考えているフランスとしてはより緊急な問題としてこれを主張しているという印象が強い。したがって、IMF年報で示唆されたような将来におけるIMFを通ずる無条件流動性(新準備資産)創出というアイデアは、IMFや米国がこれを真剣に考えているというよりむしろこうしたフランスなどの新準備資産構想に対する対抗手段として提示されたとみることができよう。

フランスの主張する新準備資産構想の具体的内容は必ずしも明らかではないが、その基本的な考え方は、主要国グループの合意に基づいて金と結びついた新たな信用準備資産を創出し、グループ各国は金とこの準備資産の比率を一定に保ちつつグループ内の国際収支尻決済にあて、また準備としてこれを保有するというものであるといわれている。

このような構想の本質は明らかであろう。すなわちフランスの主張によれば、特定国の通貨(つまりはドル)を準備通貨とする現行体制の下では流動性の創出が準備通貨国の恣意的政策態度によって左右され、とくにこの体制は準備通貨国に対して適時に金融節度を強いる「自動的メカニズム」を欠く結果、その国際収支の赤字が放置されひいては世界経済にインフレ圧力をもたらすことになる。この欠陥を根本的に是正するためには、特定国の政策的恣意性を許さないような新たな準備資産が考えられなくてはならないというのである。こうして「金を基礎とし」、「金を中心として同心円的に構成された新準備資産」という構想が提起されたのである。

もちろん新準備資産は金を基礎とするにせよあくまで「信用通貨」である。その限りそれが新たに創出される過程で国際流動性は増大するが、その創出量は主要国グループの合意によって決められ、かつその受払いが厳格なルールで規制される。つまりこの制度の下では準備通貨国といえども国際収支の赤字を原則として自国通貨で決済できなくなり、それだけきびしい金融節度が要求さ

れるという点にそのねらいがあるのである。

新準備資産構想に関する一つの問題は、新準備資産の下でドルやポンドなどの既存の準備通貨がどう扱われるかということであろう。この点についてジスカール・デスタン蔵相は、関係国が「ドル、ポンド、フランなどを、これら通貨の発行国との特別な金融関係に基づいて引き続き準備として保有することもきわめて自然(normal)なことである」という妥協的な発言をしているが、その窮極的な意図が新準備資産によるドル、ポンドの排除にあることはいうまでもないであろう。

したがって、米英両国がかかるドラスタックな改革案に反対し、あくまで現行制度を基礎とした漸進的改善策を主張するのは当然である。とくにジスカール・デスタン蔵相の演説のあとを受けたモードリング英蔵相は、過剰流動性の危険を避けなければならないとしても、他方あまりに硬直的な通貨制度を考えることは妥当な世界経済の発展を妨げるといういっそう大きな弊害を及ぼすと強い反対意見を述べている。

一方シュバイツァー専務理事は、もし必要とあれば年報に示唆しているようにIMF自体が無条件流動性を創造できることを主張した。IMF年報はその方法として、①クレジット・トランシュの引出し条件を緩和してその一部を事実上無条件に近いものとする、②金払込みに代えて金証券による払込みを認めること、③IMFが加盟国通貨以外の資産に自発的に「投資」すること、をあげている。さらにこの「投資」のためのIMFの資金調達は、クレジット・ラインの取決め、「預金」の受入れなどによって行なうことができるとしている。かかるIMF当局の考え方は、IMFの信用創造機関への脱皮の可能性を暗示するきわめて注目すべき構想と思われるが、前述のとおりこうした思い切ったIMF改革案自体を刺激したものがフランスの新準備構想であった。しかもフランス案が前述のとおりIMFとは別個に主要国間の取決めを通ずるものであるのに対し、IMF当局としてはここでもあくまでIMF中心主

義を貫ぬこうとしているのが特色である。

ここで注目されるのは、IMFの無条件流動性創出構想に対する米英両国の態度である。両者ともにかかると新構想に対して好意的な関心をみせているが、慎重な米国に対し英国はかなり積極的な支持の態度を表明していることである。モードリング蔵相がふれたように、この新提案がかつてのモードリング提案の考え方に近いという技術的な理由もあろう。しかしより基本的には、準備通貨としてのポンドとドルの実力の差異、すなわち自国通貨の国際金融上の地位をどこまで堅持しているかという自信の相違が、この面に現われているとみることがあながち不当な推測ではないであろう。

4. 低開発国問題

低開発国援助をめぐる諸問題についての討議は、国連貿易開発会議が著しい紛糾をみたあとだけにその成行きが注目されていたが、幸い懸念されたほどの対立激化はみられなかった。しかし総会の論議を通じて南北対立の根の深さがあらためて認識されたことは否定できない事実であったと思われる。なおこの間、IMF、IBRD当局者はじめ先進諸国が低開発国問題にかなり細心の配慮を払っていることがうかがわれた。

(1) 低開発国と国際流動性問題

国際流動性問題に関する低開発諸国の基本的な態度は、国際流動性の不足を強調しそのすみやかな拡大を要請するというものであった。ただその背景をなす考え方が、生活水準の向上と開発促進という切実な要求に対して対外購買力があまりにも乏しいという認識から出発していることが特徴的である。国際流動性問題は先進国グループだけの問題ではなく低開発国をも含めた全世界の利害にかかわるものであるとして、あくまでIMFを中心とした多角的解決が望ましいと主張しているのもこうした考え方に基づくものにほかならない。前記のように、先進国の間にも流動性問題を取り上げる場についてIMF中心主義と小数グル

ープ主義との対立があるだけに、このような低開発国の態度は今後の問題解決方向に微妙な影響を与えるものと思われる。

このような点に対する政治的配慮もあって、IMFおよび先進国とくに米英両国は低開発国側の強い要求を単純にしりぞけることはできなかった。シュバイツァー専務理事が、輸出変動補償融資制度についての国連貿易開発会議の勧告を尊重すると発言、また教育、訓練、技術援助などの面におけるIMFの低開発国に対するサービス活動強化を強調し、さらに低開発国援助のためにIMFは関係機関と密接に連絡をとりこれに協力してゆくとの積極の方針を明らかにしたのもこのためと思われる。

しかし反面、シュバイツァー専務理事は、IMF信用はあくまで国際収支改善の努力を前提として供給されるものであることについてあらためて注意を喚起し、またオーストリア、ベルギーなどとともに、IMFは本来低開発国の長期資金需要に応ずるための機構ではなく、その点開発機関との間に一線を画すべきであると強調していることは、当然のこととはいえ注目される点である。

(2) IBRDグループの機能拡大

低開発国に対する開発資金援助については、結局IBRDグループの機能拡大という一応の解答が与えられた。これは、低開発国側の激しい援助拡大要請に直面して、IBRD当局および先進国側が低開発国の「自助」の必要を強く訴えながらも、やはりその責任において援助の拡大に向かって努力せざるを得なかった結果とみてよいであろう。

ウズIBRD総裁は、多くの低開発国の成長率が依然きわめて低く生活水準がほとんど改善されていない事実にかんがみ、当面焦眉の問題点として、第1に適切な具体的投資計画(projects)の不足、第2に債務元利払負担(debt burden)という問題を指摘した。ウズ総裁は、よいプロジェクトをもつことが低開発国の生産力拡大と開発資金の円滑な誘引に不可欠であることを強調し、I

BRDグループがかかるプロジェクトの作成を助けるなどこの面でいっそう努力することを約束した。また低開発国の債務元利払負担は最近とみに重荷となって国際収支に対するあらたな圧迫要因となっており、したがって融資額をふやしただけでは問題が解決しないことを示している。この問題の解決には援助条件の思い切った改善が必要であり、IBRDグループとしてもIDAの活動を大幅に強化することが必要と考えている。

ウッズ総裁は、基本的には開発問題の解決が次の二つの点、すなわち、低開発国としては経済成長の原動力が自助以外にないことを真に理解すること、工業国としては援助が工業国の責任であることを正しく認識することにかかることを強調するとともに、具体案としては、①IBRD純益金の一部のIDAへの移転、②IBRDからIFCへの融資、③投資紛争処理機関の設立などの承認を求めた。

これらの提案は、③について、中南米19か国、フィリピン、およびイラクが、外国投資家と内国民とを法的保護の面で差別することは「われわれの国の法の原則にもとる」との理由でこれに反対し注目されたほかは、いずれも会期中に採択された(要録参照)が、総じて低開発国の発言にはIBRDグループの現状をなお大いに不満とするものが多かった。

ほとんどの低開発国が国連貿易開発会議に言及し、そこで打ち出された方向がIBRDグループの活動方針のなかに積極的に取り入れられていないことを不満とする声が少なくなかった。また、融資の地域的配分が公平でない(フィリピン)、IBRDにもIDAにもカバーされない中間的グループの国々がある(ジャマイカ)、ひもつきの援助・借金がむしろふえる傾向にある(スーダン)などの指摘も注目された。積極的な主張としては、IBRD融資についての利子補給のための基金を工業国の拠出によって創設すること(イスラエル)、融資期間の長期化および金利引下げ(トーゴーほか)、低開発国のもつ既存の短・中期債務のIBR

Dへの肩代り(ユーゴスラビア)などが目立った。

このような南北問題の論議においては、さきの国連貿易開発会議のときほど尖鋭な対立はみられなかったとはいえ、工業国と低開発国の考え方の意識には依然かなりの懸隔があることは明らかであろう。シュバイツァー専務理事が強調したように「工業国」、「低開発国」の「どちらか一方のグループだけでは長期的にみて確実な基礎に基づく経済繁栄を達成することは不可能である」ことは銘記されなければならない。ただ、実際に問題が改善に向かうためには、なお相当の時間と努力とを要することも明らかであろう。

5. 評価と問題点

今次東京総会の意義づけは、今後の事態の発展に依拠してなされるべきものであるし、現段階で軽々な判断を下すことはむずかしい。しかし東京総会がきわめて問題の多い、したがって特色のある総会であったということは間違いないところである。低開発国問題といい国際流動性問題といい、現代世界が直面するの複雑かつ困難な大問題である。したがってその解決策をめぐる各国間に意見の相違をきたすのは当然なのであるが、とくに国際流動性問題に関してこうした対立意見が異例なほど率直な形で表明されたということは、何といっても今次総会の最大の特色であった。もちろんあらゆる問題の解決は問題自体の明確な自覚から出発する。その点からいえば、こうした意見対立を将来の進歩に役立つ「啓発的な意見の相違(stimulating divergence of views)」と評したシュバイツァー専務理事の言葉は、必ずしも外交的表現ではなかった。

もちろん東京総会で決まったIMFクオータ増額やIBRD剰余金の活用によって問題のすべてが解決したわけではない。とくに国際流動性問題については、現行制度に対する評価や将来の展望などについて基本的な考え方の相違があることはやはり重要である。したがって今後理事会の検討にゆだねられたIMFクオータの増額(一般的増

額ならびに選択的増額)や金払込みの問題などにしても、一見技術的な問題のように見えながらも実は上述した基本的対立と結びついている以上、その解決は必ずしも容易でないかもしれない。今後特別の研究グループで検討される新準備資産構想(ないし IMF の無条件流動性創出構想)に至っては、その今後の見通しは全くついていないというのが実情であろう。

さらに注意すべきことは、このような錯雑した意見の対立は単に技術的ないし金融理論的なものにとどまらず、各国それぞれの経済的、政治的利害関係と多分に結びついているという点である。たとえば米国にとって、国際通貨としてのドルの現在の地位を維持していかどうかは、小にしては同国金融業界の現実的利害に影響する問題であり、大きくいえば同国の対外政策上の立場、さらには国家的権威(prestige)にかかわる問題と考えられていることは明らかなことである。他方流動性の安易な拡大に強く反対する欧州大陸諸国の態度は、超完全雇用下のインフレ圧力という彼らが今日現実に直面する脅威を無視しては理解できない。さらにいうならば、ドル中心の現行体制に対してフランスなどが強い批判的な態度を示したことについては、同国の最近の国際政治上の主張と多かれ少なかれ結びつくものであるとみるべきであろう。今後の流動性論議は、こうした国家的利害関係を反映して引き続き複雑な様相を呈するものと考えなくてはならない。

しかしいかなる国際制度や取決めを考えるにせよ関係国の利害関係を反映しないものはあり得ない。現在の IMF 体制にしてもそうした妥協の所産として生まれたものであった。今後の国際金融制度がなお主権国家の国際的合意の上に成り立つものでしかあり得ない以上、これは当然のことなのである。むしろ各国がそれぞれその利害関係に立脚しつつ妥協の途を見いだしていくところに、利害関係を越えた金融の合理性が一步一步実現する機会が開かれてくると考えるべきである。しかもシュバイツァー専務理事が強調したように、国際金融制度は現に機能している生きもの(a going concern)である。この現実を直視する限り、いかなる国といえどもあまりに飛躍した一方的主張を他国に押しつけることはできず、国家利益を主張するにしても当然限度があるであろう。

国際通貨制度の前途を考える場合、東京総会で示された問題の困難性を十分認識することは必要であるが、もちろん事態をいたずらに悲観視する必要はない。将来のよりよき国際通貨制度の建設作業に参加するわが国としても、あくまで国家利益の現実に立脚すると同時に、常に国際金融の論理が示す基本方向を見失わない態度が必要なのである。またその場合、今後わが国が国際金融協力体制のなかで正当な発言力を確保するためには、わが国自身が正しい金融節度でみずからを律する努力が必要だという鉄則を忘れてはならないのである。